

2018年10月1日

**休眠預金等活用法の施行に伴う山形銀行カードローン「サポート」
契約規定（当座貸越契約）の改正について**

弊行では、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます）が2018年1月より施行されたことに伴い、以下の規定を改正させていただきます。

なお、改正後の新規定は、既にお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

1. 対象となる規定

山形銀行カードローン「サポート」契約規定（当座貸越契約）

2. 改正日

2018年10月1日（月）

3. 規定の改正内容について

以下の条文について下線部を追加しました。

○ 減額・中止・解約

変更後	変更前
指定口座を解約する場合には、通帳およびカードを銀行に提出するものとします。この場合、この当座貸越取引は終了するものとし、前3項の規定に従うものとします。 <u>また、休眠預金等活用法など各種法令に基づく場合も同様とします。</u>	指定口座を解約する場合には、通帳およびカードを銀行に提出するものとします。この場合、この当座貸越取引は終了するものとし、前3項の規定に従うものとします。

以上